

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-4)

施策名	2-1 オゾン層の保護・回復					
施策の概要	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規定、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。					
達成すべき目標	オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を軽減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	234	254	258	312
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	234	254	258	-
執行額(百万円)	215	240	240	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量(ODPTン※) (※)Ozon Depletion Potential:オゾン層を破壊する力を定数値化した値。オゾン破壊係数。	基準値	実績値					目標値	達成
		H元年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-
		5,562	255	202	178	156	-	0	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPTン)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	-	○
		-	2,859	2,675	2,488	-	-	減少傾向維持	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-
	業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R12年度	-
		-	38	39	38	39	-	70	-
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり ○モントリオール議定書に基づく削減計画では、HCFCの消費量は2016年時点で基準年の90%減とすることとなっているところ、我が国は2018年時点で97%以上の削減を達成している。 ○オゾン層破壊物質の排出量は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時(平成13年度)から平成29年度までに約7割減少しているが、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にあり、引き続き対策を講ずる必要がある。 ○平成14年から施行されたフロン回収・破壊法(現「フロン排出抑制法」)によりフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体の包括的な規制を開始したところであるが、機器廃棄時のフロン類の回収率は10年以上3割程度に低迷し、直近でも4割弱に止まっている。こうした状況をふまえ、令和元年度に同法を改正し、機器廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みとする等、フロン類対策を強化している。フロン排出抑制法を着実に施行し、引き続きフロン類の回収量の増加に努め、地球温暖化対策計画に掲げた回収率7割という目標を令和12年度までに達成する必要がある。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	○中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会と産業構造審議会フロン類等対策WGの合同会議等において、フロン類対策のフォローアップについて議論をいただいた。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	地球環境局 フロン対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	倉谷 英和	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-----------------	--------------------	-------	----------	--------